第**1346号**

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行 葵総合経営センターだより週刊版

2020.年 12/21 (月)

『令和3年度税制改正大綱発表 ウイズコロナの経済再生軸に』

10日、**令和3年度与党税制改正大綱が発表された。**コロナ感染症の緊急対策として本年4月に、通常の年度改正と切り離して税制の措置が決定されている。来年度もウイズコロナ・ポストコロナの経済再生が軸となっている。主な項目は以下の通り。

○企業のDXを促進する措置等の創設:「事業適応計画(仮)」により取得するクラウド型システムを対象とする税制措置の創設○コロナ禍の売上減少でも研究開発投資を増加させた企業を手厚く支援○繰越欠損金の控除上限の特例:コロナ禍による欠損金は臨時異例として最大100%控除可能に○株式対価M&Aを促進するための措置の創設:自社株式を対価として対象会社株主から株式を取得するM&Aは譲渡損益に対する課税の繰延措置に○住宅ローンの控除を13年受けられる特例が2年延長、対象物件の範囲も拡大○商業地や住宅地等対象に、21年度に限って固定資産税の負担増を回避する税制措置○カーボンニュートラルに向けた税制措置の創設:脱炭素化が見込める設備に税制上の強力支援○中小企業による積極的な設備投資等への支援:軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の2年延長等○中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設:M&A後のリスクに備えた準備金等の損金算入、等

『成長戦略実行計画の骨子発表 中小企業の足腰強化を柱に』

令和2年12月1日、総理大臣官邸で第5回成長戦略会議が開催され実行計画の中間取りまとめが発表された。当該企画は15章で構成され、「グリーン成長戦略」「デジタル化への集中投資・実装とその環境」「イノベーションへの投資強化」「新たな日常に向けた地方創生」等の項目を中心に計画されている。

特に第7章の「足腰の強い中小企業の構築」では(1)規模拡大を通じた労働生産性の向上、としてi)中小企業の規模拡大のための税制支援(令和3年度税制改正にて対処)ii)中小企業から中堅企業への成長途上にある企業についての支援(中小機構法の法改正)が挙げられている。また、(2)事業再構築等への支援では、補助制度の整備や民間実質無利子融資の延長、新たな信用保証制の創設等が挙げられた。(3)大企業と中小企業との取引の適正化では、約束手形の廃止や、下請けガイドライン等の業種拡大、パートナーシップ構築宣言企業の拡大等が挙げられている。(4)スタートアップ企業への投資拡大では、大企業とスタートアップ企業の契約問題の改善やガイドライン策定など。また(5)産学連携による中小企業群の創出や(6)中小企業診断士制度のあり方の検討もされる。今後最終案に向け議論を深めていく。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



<冬期休業のご案内>

令和2年12月30日(水)から令和3年1月4日(月)まで休業させていただきます。 次回の発信は1月5日(火)の1347号です。よろしくお願いいたします。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL: (052) 331-1768 FAX: (052) 332-5282

[Homepage] http://www.aoi-cms.com/ [e-mail] aoi@aoi-cms.com